

淀川水系流域委員会 第 24 回琵琶湖部会（2003.7.18 開催）結果概要

03.8.6 庶務作成

開催日時：2003 年 7 月 18 日（金） 13：30～16：25

場 所：大津プリンスホテル 2 階 コンベンションホール「淡海 5」

参加者数：委員 12 名、河川管理者 12 名、一般傍聴者 83 名

1 決定事項

- ・部会終了後の打ち合わせで、8 月 7 日（木）17：00～20：00 に委員のみの部会検討会を開催することが決定した。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

庶務より、資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会および他部会の活動状況等について報告が行われた。

説明資料（第 2 稿）の検討について

今後の検討課題および審議の進め方について、資料 2-1「前回部会以降の琵琶湖部会検討班の状況」、資料 2-2「検討班の状況報告」に基づき、各班の検討状況がリーダーより報告された後、各班および部会としての意見とりまとめに関する意見交換が行われた。主な論点は、地域における総合的な連携の枠組み、琵琶湖の水位と周辺河川・地形特性の関係、ダムのメリットとデメリット等。主な意見交換については、「4 主な意見」を参照。

その他

淡海の川づくり委員会との合同委員会について、淡海の川づくり委員会、琵琶湖部会、滋賀県、国土交通省の四者合同会議で進め方を検討する旨が提案された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から発言があった。主な意見については、「4 主な意見」を参照。

3 今後の予定

部会終了後の打合せにて、以下のことが確認された。

- ・7/31 までに各委員は、論点の再整理（本日の各班報告に対する賛否を含む）、新しい論点の検討、第 2 稿の各自の担当箇所についての意見を提出する。中村リーダーと各班リーダーは次回琵琶湖部会検討会（8/7）までに寄せられた意見を整理する。
- ・次回琵琶湖部会検討会（8/7）では寄せられた意見を元に、各班間の整合性、提言・他部会との整合性等を検討し、部会としての意見集約の方向性を提示する。

この結果を受け、中村リーダーが琵琶湖部会としての意見（案）を取りまとめ、次回琵琶湖部会（8/25）で検討し、9/5 の第 24 回委員会に提出する琵琶湖部会としての意見をまとめる。

4 主な意見

説明資料（第2稿）の検討について

連携班の検討について

- ・琵琶湖・淀川水系の河川管理の問題だけでなく、地域における総合的な計画を進めていく「水循環基本法」といった新しい連携の枠組みを考えるべき。

「水循環基本法」と併せて、財政を後ろ盾とした「地域自立基本法」といったものを考えることも重要だ。

水位班の検討について

- ・資料2-2、P5の水位班の論点2の5)「小規模な洪水についてある程度の許容を」や6)「洪水被害は～補償等で解決できる可能性」等は意見が分かれるところなので、意見をいただきたい。

従来の治水対策は水を河道から出さない対策を取ってきたが、提言の『破堤による壊滅的被害の回避』を実現するために、今後は水勢を抑制する対策が必要になってくるのではないかと。中小規模の洪水に対しては従来どおり溢水被害をなくす対策が必要であるが、滅多に起こらない大規模な洪水に対しては、壊滅的被害を回避するために水勢を抑制する対策が必要である。その場合の洪水規模の設定については今後議論が必要である。

- ・資料2-2、P5の水位班の論点4「水位と水量、水質」の記述に誤りがある。「リンなどの富栄養化関連物質は、循環期に高くなる」が正しい。
- ・水位操作規則に関しては、下流との行政的協議が行われてきているので、天ヶ瀬ダムや下流との連携という論点も必要。
- ・琵琶湖の水位上昇により問題になるのは、琵琶湖の溢水よりも、琵琶湖に流入する河川が流れ込めず氾濫する内水被害である。
- ・琵琶湖の水位に応じて琵琶湖内と周辺にどのような変化があるかがわかるデータの作成を以前河川管理者に依頼したが、それはもうどこかにあるのか。

琵琶湖周辺地域の地域特性と水害被害ポテンシャル等がわかる資料を近いうちに提出する。（河川管理者）

ダム班の検討について

- ・ダムについては、整備計画で「検討」となるので、部会の意見としては「この項目は必ず検討すべき」等が中心となるだろう。今回自然環境の保全が目的に入っているが、それが具体的に各ダムでどうなるのかは重要な検討項目である。（部会長）
- ・瀬切れに関して、論点には「掘削や引提の促進で解決できる」とあるが、それだけで結論は出せない。人為的水利用の影響も大きいので、水需要も併せて検討すべき。
- ・姉川・高時川の治水については、洪水ポテンシャルの大きさだけでなく、被害を回避するための他の治水対策との比較検討が必要であることも記述すべき。
- ・酸性雪の融雪水が湖底に流れ込むと、湖底堆積物から有害物質が溶ける可能性があるため、その調査もすべき。
- ・ダムを建設しない場合の代替案の検討が不十分。代替案がしっかりと出てこなければダムの有効性も不要論も議論できない。

- ・ダムについては否定的な意見が多く出ているが、治水や経済面では利点もある。メリットとデメリットの対照表をつくって比較検討すべきではないか。
- ・議論に時間がかかると、それだけ住民にも負担がかかるので、その対処を考えるべき。ダム班の論点1の中に書かれている「地域自立支援法」(仮称)はそのようなことなのか。住民の意見を聞きながら、地域がダムに頼らずとも暮らしていけるように支援するシステムのことだと思う。ダムに関する検討項目に、発生し得る社会的影響や法的問題についても列挙すべき。影響が見えてくることでどのような対策が必要なのか検討しやすくなる。また、ダム計画が生じた段階で地域社会には大きな影響が起きているので、それを何らかの形で評価することが必要ではないか。

全体

- ・今後のとりまとめは、班によって意見が異なる部分、あるいは班同士の連携が必要になってくる部分について、どのように整理して検討課題にしていくかが中心になる。特に難しいのは、利水量、また治水に関して技術的・制度的な問題、国と県の治水事業の関連等を今後どのように河川管理者あるいは自治体で整合させていくのかが不明確なまま検討を進めなければならないことである。その辺りを琵琶湖部会としてどのようにとりまとめ、提言との関係も含めて河川管理者に提示できるかが問われてくる。(部会意見とりまとめリーダー)

その他

- ・淡海の川づくり委員会との合同検討会については、淡海の川づくり検討委員会、琵琶湖部会、滋賀県、国土交通省の四者で行うとして検討してはどうか。

一般傍聴者からの意見聴取

- ・水位班の「小規模な洪水についてある程度の許容を」という論点は理解しがたい。昨年7月31日付で述べた意見を繰り返すが、治水については浸水を許容させる場合の住民合意、責任、補償等に関する議論を行いその実現性についてまず吟味すべきである。それが行われていない現段階でこのような話はできないと思う。本日報告された各検討班の論点については、あくまで論点であり部会や委員会として合意を得た意見ではない。
- ・河川管理者が提示した丹生ダムの計画案で大きな比重を占める環境改善容量について、「改善容量が必要になるのは空梅雨のときのみである」「空梅雨の年でも、産卵のピークである5月から6月には瀬田川洗堰の操作規則が優先するために丹生ダムは機能できない」「8月の異常湧水の場合も、6月から7月に既に空梅雨で丹生ダムの水を流している丹生ダムはすでに空に近いはずであり、その後丹生ダムの流域だけ雨が降ることは考えにくく、これに対する効果も考え難い」「昭和14年の異常湧水をもとにしたシミュレーションで、9000万トン琵琶湖に流入しなければならないと説明されていたが、このシミュレーションには淀川下流部の農業用水の取水実態が正確に反映されておらず、反映すれば数値は大きく変わる」という4つの点で疑問があり、実際にはあまり環境改善

につながらないと思われる。環境改善は、操作規則の見直しを考えることが本筋だ。

- ・ダム班の意見素案（資料2-2、P1）の論点1について、「琵琶湖総合開発特別措置法と改正河川法の関係が不明確」とあるが何が不明確なのか、「ダム計画は当該地域の連綿と続いてきた歴史の破壊」とあるが何の破壊なのか、説明してほしい。ダム計画を敵視しているのではないかと思う。また、「治水、利水、環境からなる3つの条件」とあるが、「環境、治水、利水」の順にすべき。

ダム計画を敵視はしていない。ダムをつくるための手続きもきちんと書いている。

ご質問いただいたことに関しては、班あるいは部会として検討した上でお答えしたい。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要はホームページに掲載しております。